



# 特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6799378号

(PATENT NUMBER)

発明の名称

(TITLE OF THE INVENTION)

リハビリ装置

特許権者

(PATENTEE)

香川県高松市林町17番地5

郭書祥

発明者

(INVENTOR)

郭書祥

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

特願2016-050730

出願日

(FILING DATE)

平成28年 3月15日(March 15, 2016)

登録日

(REGISTRATION DATE)

令和 2年11月25日(November 25, 2020)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 2年11月25日(November 25, 2020)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

糟谷敏秀



〒761-0396

2020年12月10日

香川県高松市林町2217番地20

国立大学法人香川大学

創造工学部 機械システム領域

教授 郭 書祥 先生



〒760-0023

香川県高松市寿町1-1-8 日本生命高松駅前ビル3階

TEL: 087-823-6812 FAX: 087-823-6814

e-mail: info@yamauchi-pat.com

担当弁理士: 山内 康伸

貴社整理番号:

弊所整理番号: JP2936

## 特許証送付の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件につき、特許庁において設定登録され、特許証が送られてまいりましたので、送付いたします。この通知をもちまして、ご委嘱ありました本件出願手続きの一切を完了致しました。

本件の特許番号および権利期間は下記のとおりです。

敬具

### 記

特許番号: 特許第6799378号

名称: リハビリ装置

権利者: 郭 書祥

出願日: 2016年3月15日

出願番号: 特願2016- 50730

登録日: 2020年11月25日

満了日: 2036年3月15日

次回年金納付期限: 2023年11月25日

以上

(同封書類)

特許証

1通

## 年金管理について

本特許権を存続期間満了日まで維持するには、各年の特許料を納付することが必要です。第1～3年度分は納付済みですが、第4年度以降は各年度における期限内に納付する必要があります。納付期限内に特許料を納付しないときは特許権が消滅します。

弊所では、特許年金の期限管理および納付手続きにつき管理サービスを提供しております。貴殿におきまして、どの管理サービスを選択するか、回答書にてお知らせください。

電子メールまたはFAXにてご返送下さい。

### 年金管理 回答書

令和 2年12月15日

特許業務法人山内特許事務所 行

e-mail: info@yamauchi-pat.com

FAX: 087-823-6814

特許番号：特許第6799378号

貴社整理番号：

弊所整理番号：JP2936

ご署名 郭書洋

いずれかを選択し○印をご記入ください。

	管理サービスの内容
	<p><b>有償タイプ</b> (サービスの内容) a) 期限管理 納付期限の到来前に年金納付の可否を問合せします。 b) 納付手続 納付する旨の回答があったものについて、年金納付を代行します。 この時点で、下記①、②の費用を請求させていただきます。 (費用) ① 期限管理費 1権利について管理費用:1万円 ② 手続代行費 毎回の納付手続に必要な納付手数料:1万円 (弊所の責任範囲) 納付期限の連絡ミスに対して責任を負います。</p>
○	<p><b>無償タイプ</b> (サービスの内容) 上記a), b)のサービスは同じように提供いたします。 (費用) 上記①は請求しません。 本件の1回の納付手続きにつき、上記②の手数料のみ請求させていただきます。 (弊所の責任範囲) 弊所の納付期限の案内(前記a))に連絡ミスがあったとしても責任は負いません。</p>
	<p><b>貴殿が管理するタイプ</b> 弊所からの案内もなく、手続代行もありません。貴殿の責任で年金納付をするタイプです。 したがって、弊所への費用は全く発生しません。</p>

特許証送付先

住所

〒760-0023

香川県高松市寿町1丁目1番8号 日本生命

高松駅前ビル3階

氏名

特許業務法人山内特許事務所

様

**重要**

特許料の納付について

特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありませので、特許庁ホームページを参照してください。）

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。

- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

納付年分	納付期限日
第4年分	令和5年(2023年)11月25日
第5年分	令和6年(2024年)11月25日
第6年分	令和7年(2025年)11月25日
第7年分	令和8年(2026年)11月25日
第8年分	令和9年(2027年)11月25日
第9年分	令和10年(2028年)11月25日
第10年分	令和11年(2029年)11月25日
第11年分	令和12年(2030年)11月25日
第12年分	令和13年(2031年)11月25日
第13年分	令和14年(2032年)11月25日
第14年分	令和15年(2033年)11月25日
第15年分	令和16年(2034年)11月25日
第16年分	令和17年(2035年)11月25日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
特許担当 内線 2708